

令和 7 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援の今年度の取組について、次のとおりお知らせします。

1 災害時要援護者名簿等について

(1) 災害時要援護者名簿の提供

南区では、自治会町内会ごとの災害時要援護者名簿（以下「名簿」とします。）を作成し、年に 1 回、協定を締結している自治会町内会へ名簿をお渡ししています。名簿のお渡しは、新たに名簿に登載される方に個人情報提供の可否について確認をした以降、令和 8 年 1 月末頃を予定しています。

(2) 啓発物品及び住宅地図について

協定を締結している自治会町内会へ、啓発物品及び住宅地図等をお配りします。物品等のお配りは、令和 8 年 1 月末頃（名簿と同時期）の予定です。

ア 啓発物品（防災用簡易トイレを予定）

イ 住宅地図（白地図）

ウ 説明用チラシ（災害時要援護者宅への訪問時等に御活用いただけるもの）

2 取組の支援について

災害時要援護者支援に関する御相談を通年で受け付けています。

(1) 「ご近助講座」の開催

区職員が地域にお伺いして御説明・意見交換等を行う「ご近助講座」の開催を随時行っています。お気軽に御相談ください。

(2) リーフレット「共助の取組事例 アイデア集」

災害時要援護者支援の取組について地域の取組や事例をまとめたリーフレット「共助の取組事例 アイデア集」を令和 7 年 1 月末に協定締結自治会町内会へお配りしています。追加配布を御希望の場合は、高齢・障害支援課に御連絡ください。また、リーフレットは南区役所ウェブページにも掲載しています。

【南区役所ウェブページ「南区災害時要援護者支援ガイド」】

https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html



1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難したりすること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要とされています。

要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募ったりすることで名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

是非御検討
ください！



【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。

○区の名簿を提供した自治会町内会数（令和7年6月末時点）

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
203	167

災害発生時に備えた取り組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日頃からの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法の検討や、訓練等を実施します。

できる範囲で取り組みをお願いします！



【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136